

中小企業退職金共済制度

■ 中小企業退職金共済制度とは

単独では退職金制度をもつことが困難な中小企業(従業員)のための国の退職金制度で、国が全額出資している独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が運営しています。

■ 制度の特色

1. **安心・確実**な国(独立行政法人 勤労者退職金共済機構)の共済制度です。
2. 掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、**全額非課税**となります。
3. 新しく中退共制度に加入する事業主に、掛金月額 $\frac{1}{2}$ を加入後4か月目から1年間、**国が助成**します。
4. 過去の勤務期間の通算や退職金の**ポータビリティ**が可能。

■ 加入できる企業(共済契約者)

中退共制度に加入できるのは、常用の従業員数が300人以下または資本金等の額が3億円以下(卸売業100人以下または1億円以下、サービス業100人以下または5,000万円以下、小売業50人以下または5,000万円以下)の企業です。ただし、個人企業及び公益法人の場合は、常用従業員数にもよりますが、従業員は原則として全員加入しなければなりません。

■ 掛金の種類

企業の状況に応じて無理のない選択ができます。毎月の掛金は16種類からお選びいただけます。(5,000円~30,000円) また、短時間労働者(パートタイマー等)の従業員も加入することができ、一般の従業員の掛金よりも低い掛け金も用意されています。(2,000円・3,000円・4,000円)

■ 退職金額

退職金は、基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合計したものが、受け取る退職金になります。

・基本退職金

掛金月額と納付月数に応じて自動的に定められている金額で、制度上の予定運用利回りより設定し定められた金額です。

・付加退職金

運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、金利の状況等に応じて定められる金額です。具体的には、掛金納付月数の43月目とその後12ヶ月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額です。

※掛金納付月数が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は、掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となります。3年7か月から掛金相当額を上回る額になります。

※退職金の受給権者は従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。

※ お問い合わせは、射水商工会議所 業務指導課 TEL:0766-84-5110